

## 浄名寺納骨堂 使用規約

### 第1条 名称及び使用の目的

- 第1項 浄名寺納骨堂は、「宗教法人浄名寺」の所有する霊園である。
- 第2項 浄名寺納骨堂は、遺骨並びに位牌を祀り、供養等に使用する。

### 第2条 浄名寺納骨堂使用の資格

- 第1項 浄名寺納骨堂は、別（「宗教法人浄名寺総代会規約」）に定める維持費を納付する浄名寺檀信徒に限り使用することが出来る。またその時点での維持費の額で、申込時に一括納付もできる。

### 第3条 浄名寺納骨堂使用权の詳細

- 第1項 浄名寺納骨堂の区画所有権は管理者「宗教法人浄名寺」にあり、指定許可区画の使用の承諾という方式で取り扱う。
- 第2項 浄名寺納骨堂使用希望者は、「浄名寺納骨堂使用申込書」に必要事項を記入し、「遺骨名簿」並びに納骨堂使用料を「宗教法人浄名寺」に納付すること。
- 第3項 手続きが完了次第、「宗教法人浄名寺」は「納骨区画使用許可証」を交付し、使用权が発生する。
- 第4項 納骨堂使用料は、1区画500,000円とする。また特別な意匠を願う場合、区画の貸出料は1区画500,000円とし、その造作費用は使用者が負担する。1区画は幅400mm、奥行き320mm、高さ1,900mm、場所は「宗教法人浄名寺」の指定する場所とする。
- 第5項 納骨区画使用料は、「宗教法人浄名寺」の決定及び「宗教法人清泰山浄名寺総代会」の同意をもって改定される。
- 第6項 納骨区画使用許可後、使用者の都合により浄名寺納骨堂使用の申し込みを取り消す場合、使用料は返還されない。
- 第7項 使用权の保有期間は、申込から25年とし、延長に際しては使用料10年毎100,000円を納めること。ただし25年後に25回忌を迎えてなく、かつ代表相続人がいない場合は、25回忌までは使用权を認める。
- 第8項 使用者の希望があれば、遺骨は清泰山浄名寺永代供養墓に納骨できる。
- 第9項 使用者の不在となった場合、25回忌を過ぎた遺骨は、清泰山浄名寺永代供養墓に合葬納骨供養する。
- 第10項 「浄名寺納骨堂使用申込書」の内容（使用者・連絡先住所・遺骨名簿等）に変更があった場合は、すみやかに「宗教法人浄名寺」まで変更を申し出ること。

### 第4条 浄名寺納骨堂使用权の継承

- 第1項 使用者は申込時に、使用权の一切を任せる代表相続人を指定すること。
- 第2項 使用者が死亡、その他事由により意思の疎通ができなくなった場合、代表相続人は、その旨を速やかに「宗教法人浄名寺」に連絡すること。
- 第3項 使用者が死亡、その他事由により意思の疎通ができなくなった場合、代表相続人が使用权の差配を一任されているものとし、「宗教法人浄名寺」は代表相続人と一切の相談をする。
- 第4項 代表相続人は、その権利を放棄または所在不明の場合で、かつ25回忌を過ぎている場合、清泰山浄名寺永代供養墓に合葬納骨供養する。
- 第5項 管理者の承認なく使用权を第三者に譲渡、または貸すことはできない。

### 第5条 使用者の義務

- 第1項 使用者は使用許可後、指定許可区画および周辺を清掃し、清浄を保つように努める。
- 第2項 「納骨堂使用許可証」を紛失した場合、「宗教法人浄名寺」に再交付を受けなければならない。
- 第3項 天災等不可抗力による、浄名寺納骨堂の補修等が必要となった場合、使用者は定められた補修

費等を納入すること。

第4項 補修費等は、「宗教法人清泰山浄名寺総代会」にて決定する。

第5項 諸般の事情で、浄名寺檀信徒で無くなった場合、既納の維持費は返還されない。

#### 第6条 収納に関して

第1項 浄名寺納骨堂には、焼骨並びに位牌及び「宗教法人浄名寺」が認めた遺品以外の物を収納する目的に使用できない。

第2項 収納及び改葬の手続きは、当該市町村長の発行した「埋葬許可証」、「改葬許可書」並びに「遺骨名簿」を「宗教法人浄名寺」に提出し、「納骨堂使用許可証」を提示し、浄名寺僧侶またはその代理人立ち合いのもとに行うこと。

#### 第7条 指定許可区画の改装等

第1項 指定許可区画の改装及び補修等を行う場合、事前に「宗教法人浄名寺」にその旨を連絡し許可を得ること。また変更を行う際は、完成予想図面等を提出すること。

第2項 工事業者は特にこれを定めないが、堂内の景観をいちじるしく損なうような奇抜な意匠を避けること。また工事は、お盆彼岸を避け、お参りの方の迷惑にならないようにすること。

#### 第8条 使用权の放棄・取消

第1項 使用权を放棄する場合は、所定の「浄名寺納骨堂使用放棄申込書」に必要事項を記載し、「納骨区画使用許可証」を「宗教法人浄名寺」に返却すること。

第2項 位牌・遺骨・遺品のある場合は、使用者の責任で1年以内に移転し、現状に復旧しなければならない。清泰山浄名寺永代供養墓に合葬されたものに関してはその限りではない。

第3項 使用权放棄後1年を経過して納骨区画を放置した場合、「宗教法人浄名寺」が納骨区画内部をすべて撤去し、遺骨等は清泰山浄名寺永代供養墓に合葬する。

第4項 その他、次の場合には使用权は失効する。

- (1) 使用者が納骨区画を目的以外に使用した場合
- (2) 使用者が維持費を2年以上滞納した場合
- (3) 祭祀を継承するものがない場合
- (4) 使用者が他の使用者及び近隣の迷惑になるような行為をした場合
- (5) その他、使用者が法令またはこの規定に違反した場合

第5項 上記の場合、納骨堂使用权は「宗教法人浄名寺」に帰属し、既納の維持費・納骨堂使用料は返還されない。使用者は、使用者の責任で1年以内に移転し、現状に復旧しなければならない。清泰山浄名寺永代供養墓に合葬されたものに関してはその限りではない。また復旧がなされない場合、「宗教法人浄名寺」は無条件で納骨区画を撤去し、現状に復旧する場合がある。

#### 第9条 供養について

第1項 「宗教法人浄名寺」の法式に従い、納骨堂所収の霊位を祀る法要を行う。

第2項 通常の供養・法要及び儀式は、「宗教法人浄名寺」の法式に従い行う（個別の供養・法要及び儀式に関しては収納者・使用者の意向も排除しない）。

第3項 使用者は、年忌・追善供養など諸霊を丁寧に祭祀すること。

第4項 納骨された霊位は、「宗教法人浄名寺」の「納骨堂過去帳」に記載し、納骨以後当寺の祠堂法要・無縁仏法要に合わせ回向を行う。

第5項 「宗教法人浄名寺」にて永代供養を申し込む場合は、浄名寺永代供養覚書に準ずる。

#### 第10条 天災等による事故の責任

第1項 天災火災等、不可抗力による納骨区画の損害について、「宗教法人浄名寺」は火災保険の補償範囲を超えた責任を負わない。

第11条 浄名寺納骨堂使用規約の改定

第1項 「浄名寺納骨堂使用規約」は、「宗教法人浄名寺」の決定及び「宗教法人清泰山浄名寺総代会」の同意をもって改定される。

第2項 上記により改定した改定事項は、「宗教法人浄名寺」の寺報「浄恩」にて告知する。

第3項 「墓地埋葬等に関する法律」等現行法規が改正された場合、本規約はそれに従う。

第12条 規約に定めのない事項

第1項 規約に定めのない事項については、法律の定めるところによるほか、「宗教法人浄名寺」の決定及び「宗教法人清泰山浄名寺総代会」の同意にて決定する（軽微な事項はその限りではない）。

本規約は2020（令和2）年10月8日より施行する。